

個人県民税（均等割・所得割）

ページ
9

1月1日現在、県内に住所がある人に1,500円の均等割と所得に応じて4%の税率で所得割がかかります。また、1月1日現在、県内に事務所や家屋敷などがある人で、それらが所在する市町村に住所のない人には均等割のみがかかります。均等割1,500円のうち500円は、通称「森林環境税」として森林環境の保全のために使われます。



県民税配当割

ページ
14

株式会社等から上場株式等の配当等の支払を受ける人に、その配当等に5%の税率でかかります。



県民税株式等譲渡所得割

ページ
14

証券会社から源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡益の支払を受ける人に、その譲渡益に5%の税率でかかります。

県民税利子割

ページ
15

県内にある金融機関等を通じて利子等の支払を受ける人に、その利子等に5%の税率でかかります。

法人県民税

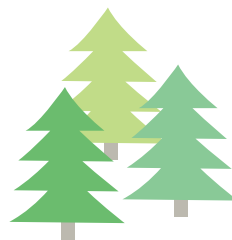
ページ
16

県内に事務所等がある法人に資本金等の額に応じた均等割と、法人税額に応じた法人税割がかかります。また、県内に事務所等がなくても、寮等がある法人には均等割のみがかかります。個人県民税と同じように均等割のうち500円は森林環境の保全のために使われます。

森林環境税

ページ
17

個人及び法人の県民税の均等割にそれぞれ500円（年額）が加算されます。



個人事業税

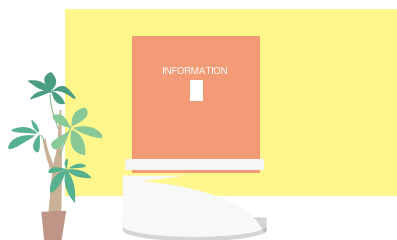
ページ
19

県内に事務所などを設けて事業を営んでいる人に、所得に対し事業の種類に応じ3%～5%の税率でかかります。

法人事業税

ページ
20

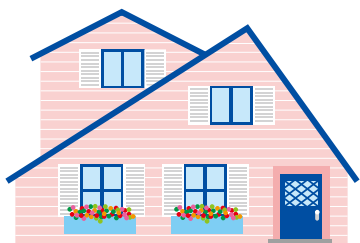
県内に事務所などを設けて事業を営んでいる法人に、所得等に応じてかかります。



地方消費税

ページ
23

地方消費税は、国の税金である消費税と同様に、国内での販売、サービスの提供等や輸入される貨物に対してかかります。



不動産取得税

ページ
24

県内に所在する土地や家屋を取得した人に、固定資産評価額に3%(住宅以外の家屋を取得した人には4%)の税率でかかります。

県たばこ税

ページ
27

卸売販売業者等が県内の小売販売業者に製造たばこを売り渡した場合等にその卸売販売業者等にかかります。実際には税金分は価格に含められ消費者が負担します。

ゴルフ場利用税

ページ
27

ゴルフ場を利用した人にゴルフ場の等級に応じて1人170円～1,000円までの額がかかります。



軽油引取税

ページ
28

特約業者、元売業者から軽油を購入した人等に1リットルにつき32円10銭がかかります。



自動車税環境性能割

ページ
29

自動車を取得した人に取得価額の0.5%～3%の税率でかかります。

自動車税種別割

ページ
31

自動車を持っている人に、自動車の種類、排気量に応じてかかります。

鉱区税

ページ
35

県内の鉱区の鉱業権者に鉱区の種類に応じてかかります。

狩猟税

ページ
35

狩猟者の登録を受ける人に免許の種類に応じてかかります。

